

北海道告示第 11069 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、北海道に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（郵便番号 060-8588）北海道建設部まちづくり局都市計画課とする。

令和 5 年 7 月 27 日

北海道知事 鈴木 直 道

1 小樽都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・4・14 号 若松線	小樽市 住吉町	小樽市 天神2丁目	小樽市 奥沢1丁目

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部まちづくり局都市計画課及び小樽市建設部都市計画課